

消防予第246号  
平成30年3月28日

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁次長

### 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）が平成30年3月28日に公布されました。

今回の改正は、糸魚川市大規模火災の事例等に鑑み、飲食店等について、消火器具を設置しなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

#### 記

##### 第一 改正令に関する事項

###### 1 消火器具の設置基準の見直し

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、改正令による改正後の「消防法施行令」（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（3）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が150m<sup>2</sup>未満のもののうち、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。以下同じ。）を設けたものを追加したこと（令第10条第1項第1号口関係）。

###### 2 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと（令第10条第1項第2号及び第4号並びに第3項関係）。

## 第二 改正規則に関する事項

### 1 防火上有効な措置について

令第10条第1項第1号ロに規定する「防火上有効な措置」は、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること」としたこと（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条の2関係）。

### 2 大型消火器以外の消火器具の設置基準の見直し

#### (1) 消火器具の能力単位の合計数の加算について

延べ面積 150 m<sup>2</sup>未満の令別表第1（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に対しては、消火器具の能力単位の加算を行わないこととしたこと（規則第6条第5項関係）。

#### (2) 消火器具の設置場所について

延べ面積 150 m<sup>2</sup>未満の令別表第1（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に設置する消火器具については、原則として、火を使用する設備又は器具が設けられた階に限り消火器具を配置しなければならないとしたこと（規則第6条第6項関係）。

### 3 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと（規則第6条第3項及び第5項関係）。

## 第三 施行期日等に関する事項

### 1 施行期日に関する事項

平成31年10月1日から施行することとしたこと（改正令附則及び改正規則附則関係）。

### 2 その他の事項

今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

消防予第250号  
平成30年3月28日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 小規模な飲食店等における消火器の点検報告の推進について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）により、新たに消火器具の設置義務の対象となる防火対象物が多数存在することが見込まれることから、当該防火対象物に対して消火器が設置された後も適切に維持管理されるよう、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に規定する点検報告を推進することが必要です。

今般、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」における検討結果等を踏まえ、小規模な飲食店等に対する点検報告の促進方策として、消火器の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成するとともに、消火器の点検及び点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）の試行版の運用を開始することとしましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 パンフレットを活用した点検報告の推進

- (1) 改正令により新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等の関係者に対し、パンフレットを配布するなど活用いただきたいこと。
- (2) パンフレットの電子データ及び消火器の点検票点検結果報告書の様式は、平成30年4月上旬を目途に、消防庁ホームページの以下URLに掲載する予定であること。  
(URL : [https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8.html](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html))

## 2 アプリを活用した点検報告の推進

- (1) アプリは、改正令により新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等における消火器の点検及び報告の実施を支援することを目的としていること。
- (2) アプリは、平成30年4月1日から、「App Store」や「Google Play」でダウンロード可能となる予定であること。また、消防庁ホームページの以下URLからもアクセス可能であること。  
(URL : [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8\\_h29/syokaki\\_tenken\\_app.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html))
- (3) 当面の間は試行版として取り扱うが、改正令により新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等において、改正令の施行日までは消火器具の設置及び点検の義務はないことから、点検結果報告書を任意で提出する場合はアプリの試行版を利用して差し支えないこと。
- (4) 改正令の施行日までに本運用を開始する予定であるが、アプリの試行版の運用状況を踏まえてアプリの修正を行う可能性もあること。
- (5) アプリを使用できる端末は、iOS 11以上のiPhone及びiPad並びにAndroid 7.0以上のスマートフォン及びタブレット端末であること。

消防庁予防課設備係  
担当：四維、伊崎、馬場  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

平成 30 年 3 月 28 日  
消 防 庁

## 消火器点検アプリ（試行版）の提供開始

消防庁では、消火器の点検や点検結果報告書の作成を支援するため、平成 30 年 4 月 1 日から「消火器点検アプリ（試行版）」の提供を開始します。

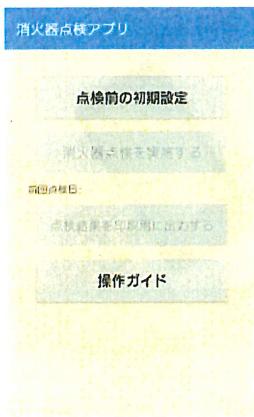
## 1 目的

消防法令により設置することが義務付けられた消火器は、定期的に点検し、消防署等に報告する必要があります。

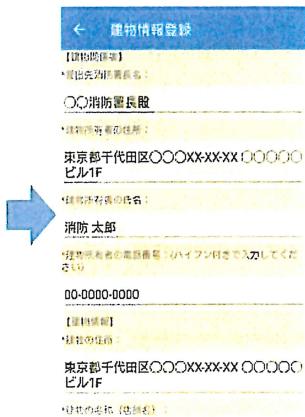
また、本日公布された消防法施行令の一部を改正する政令等により、平成 31 年 10 月 1 日から一定の小規模な飲食店等にも新たに消火器具の設置が義務付けられることとなったことから、これらの施設の関係者の方々が御自身で消火器の点検と報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供するものです。

## 2 消火器点検アプリ（試行版）の概要

本アプリは、写真等を用いた案内により、消防法令に規定する点検項目の基準に適合しているかどうかを選択するとともに、その点検結果を消防法令に定められた報告書の様式に反映し PDF ファイルとして出力することができるアプリです。（詳細は別紙参照）



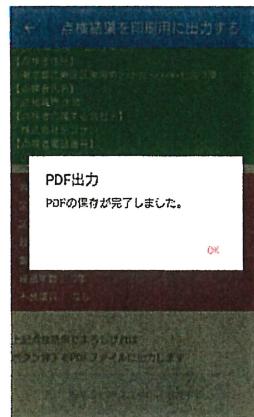
① メニュー画面



② 初期設定画面



③ 点検画面（イメージ）



④ 報告書様式の PDF 出力

## 3 使用方法

「App Store」や「Google Play」で「消火器点検アプリ」と検索の上、ダウンロード可能です。

※ 本アプリは、iOS11 以上の iPhone 及び iPad、Android OS 7.0 以上のスマートフォン及びタブレット端末で利用可能です。



## 【連絡先】

消防庁予防課 塩谷、四維  
TEL : 03-5253-7523  
FAX : 03-5253-7533

## 1. 背景・目的

平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部改正(平成31年10月1日施行)により、150m<sup>2</sup>未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。

→小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供する。

※ 平成30年4月1日から試行版を運用し、平成31年10月1日までに本運用開始予定。

## 2. 対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者

## 3. 対象消火器

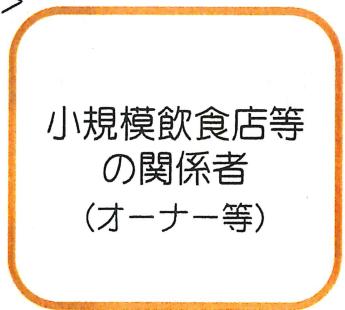
小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器(粉末消火器、強化液消火器等)

(※ ただし、内部点検が必要となる、製造年から3年(蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年)を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。)

## 4. 主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録。
- ② 初期登録された情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するようにならせる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。  
(点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。)
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映してPDFファイルとして出力する。

<イメージ>



- ①ダウンロード・建物情報等登録
- ②点検時期お知らせ機能
- ③画面に従って点検結果を入力
- ④法令様式に反映し、PDF出力



<参考>消火器の点検パンフレットの作成

小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行ふことを支援するためのもう一つのツールとして、以下の内容を中心とした消火器の点検パンフレットを作成。

- ① 対象は、小規模な飲食店等において主として設置すると考えられる、蓄圧式の消火器(粉末消火器及び強化液消火器)とする。
- ② 点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく簡便に点検方法を説明。
- ③ 設置数が1~2本程度の蓄圧式の消火器の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
- ④ 蓄圧式の消火器は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

<パンフレットイメージ>

